

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の人口は、令和6年3月末時点で76,187人（志木市統計情報）であり、令和5年3月に比して減少しているが、平成26年3月31日現在の住民基本台帳における人口を基準人口としたコーホート要因法により推計すると、令和12年には人口71,000人になると推計されている。

また、生産年齢人口においても、令和6年3月末時点で47,713人（志木市統計情報）であり、令和5年3月に比して減少している。

一方、当市の産業構造は、第三次産業が約78%、第二次産業が約21%、第一次産業が約0.2%となっており（経済センサス基礎調査）、第三次産業に依存した産業構造になっている。

また、市内における民営の事業所総数2,039所のうち、従業員数が100人未満の事業所数が2,023所とおよそ99%を占めており、50人未満の事業所数でも1,995所で97%以上（経済センサス基礎調査）と、中小企業及び小規模事業者が大半を占めている。

今後、さらに深刻化する経営者の高齢化や従業者数の減少、人材の採用難を鑑み、当市では本計画に則した先端設備等の導入支援を行うことにより、事業者が事業を継続して実施できる環境整備の推進及び事業所の生産性の向上を見込んでいる。

(2) 目標

当市において中小企業の支援として行っている、小規模企業者融資制度及び中小企業近代化資金融資制度における設備投資の年間申請件数を鑑み、年間2件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

市内の事業者に広く生産労働性向上の機会を提供することから、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当市においては、市域が小さく、かつ、市内全域に事業所が均等に分布しているため、本計画の対象区域は、当市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

市内の事業者幅広く生産労働性向上の機会を提供することから、本計画の対象業種及び事業等は、全ての業種及び事業等とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・先端設備等導入計画は、雇用の確保、労働時間の縮減等の従業員の労働環境の改善その他の地域経済の活性化、事業者の経営課題の解決等に資するものであること。
- ・人員削減を目的とした先端設備等導入計画は、認定の対象としない。
- ・公序良俗に反する取組、暴力団その他反社会的勢力と関係があると認められる者が作成した先端設備等導入計画は、認定の対象としない。
- ・違法または、不正な手段を用いて調達した資金により先端設備等を導入しようとする先端設備等導入計画は、認定の対象としない。
- ・市税その他市からの貸付金等を滞納している者（法人にあっては、当該法人及び代表者）が作成した先端設備等導入計画は、認定の対象としない。